

【新設】（独立企業間価格との差額の調整）

59 の 3 (4)－2 措置法第 59 条の 3 第 4 項に規定する「当該特許権譲受等取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす」とは、法人が関連者に支払う対価の額が同条第 5 項に規定する独立企業間価格（以下「独立企業間価格」という。）に満たない場合は、その対価の額と独立企業間価格との差額のうちその特許権譲受等取引により生じた研究開発費の額に相当する部分の金額を研究開発費の額及び同条第 2 項第 5 号イに掲げる金額に含めることをいうのであるから留意する。

【解説】

本制度においては、適用対象法人と関連者との間で行った特許権譲受等取引が独立企業間価格で行われていない場合において、その適用対象法人がその関連者に支払う対価の額が独立企業間価格に満たないときは、その特許権譲受等取引は独立企業間価格で行われたものとみなすこととされているが（措法 59 の 3 ④）、これについては、所得の金額の計算全てについて独立企業間価格で行われたものとみなすのではなく、本制度による所得控除の計算においてのみ独立企業間価格で行われたものとみなすこととされている。したがって、特許権譲受等取引につき関連者に支払う対価の額が独立企業間価格に満たない場合におけるその特許権譲受等取引の対価の額と独立企業間価格との差額のうちその特許権譲受等取引により生じた研究開発費の額に相当する部分の金額については、申告調整により所得金額から減算するのではなく、本制度による所得控除の計算における研究開発費の額及び適格研究開発費の額から除かれる租税特別措置法第 59 条の 3 第 2 項第 5 号イに掲げる金額のみに加算することとなる。

本通達では、このことを留意的に明らかにしている。